

琵琶湖疏水関連施設のライトアップ業務標準仕様書

1 業務名

琵琶湖疏水関連施設のライトアップ業務

2 背景と目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、京都市左京区に位置する琵琶湖疏水記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水の魅力創造・魅力発信に取り組んでいる。

本業務は、琵琶湖疏水関連施設である南禅寺船溜の噴水等をライトアップすることにより、疏水沿線の魅力向上を図ることとしており、本業務を実施する事業者をプロポーザル方式により選定する。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年4月30日まで

4 開催期間（予定）

令和7年3月28日～令和7年4月6日

※17時00分～19時00分（各日）

5 業務内容

(1) 会場のライトアップの企画、会場設営及び管理業務（会場範囲については別紙参照）

ア 照明機材等の調達及び設置

照明機材等は受託者において調達及び設置すること。

照明機材等の設置場所は、別紙を参考にして選定するとともに、ライトアップの対象となる噴水等を魅力的かつ効率よく照らすこと。

また、常に機器類の巡視点検を行い、本業務に支障をきたさないよう保守管理をする
とともに、使用する照明器具の維持管理に係る費用等は、受託者で負担すること。

イ 電源設備の確保

電源設備は受託者において確保すること。また、事前に配線計画を当局まで提示すること。

ウ 警備員（交通誘導員）の配置

開催各日において、琵琶湖疏水記念館の敷地内に最低2名の警備員を確保及び配置し、本業務が安全に実施できるようにすること。

エ 関係機関との協議及び申請関係業務

受託者は、本業務を実施するに当たり、関係機関と事前に協議及び調整を行い、本業務を安全に実施すること。（関係機関への許可申請書類及び終了報告書の作成、提出業務を含む。）

オ 傷害及び賠償責任保険への加入

本業務の参加者全員（来場者を含む。）を被保険者とした傷害及び賠償責任保険に加入すること。

カ 会場設営及び照明機材等の撤去

開催日までの当局が指定する日時に照明機材等の設営を終えるとともに、当局職員立会いによるライトアップの演出確認を行い、承認を得ること。

また、開催最終日以降、当局が指定する日時までには照明機材等の撤去を行い、会場の現状復旧及び清掃を行うこと。

(2) その他

受託者は、事業全般に関して、可能な限り環境に配慮した上で実施すること。

6 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

7 提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

(1) 契約締結後

- ア 工程表及び配線計画
- イ その他当局が必要と認める書類

(2) 業務完了後（令和6年度、令和7年度分を提出すること。）

- ア 完了届
- イ 本業務を履行したことを証する写真（設営及び撤去の履行を証する写真を含む。）を印刷したもの
- ウ 請求書
- エ その他当局が必要と認める書類

8 特記事項

(1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段記載がないものを除き、すべて受託者が負担するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため

に利用してはならない。

イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

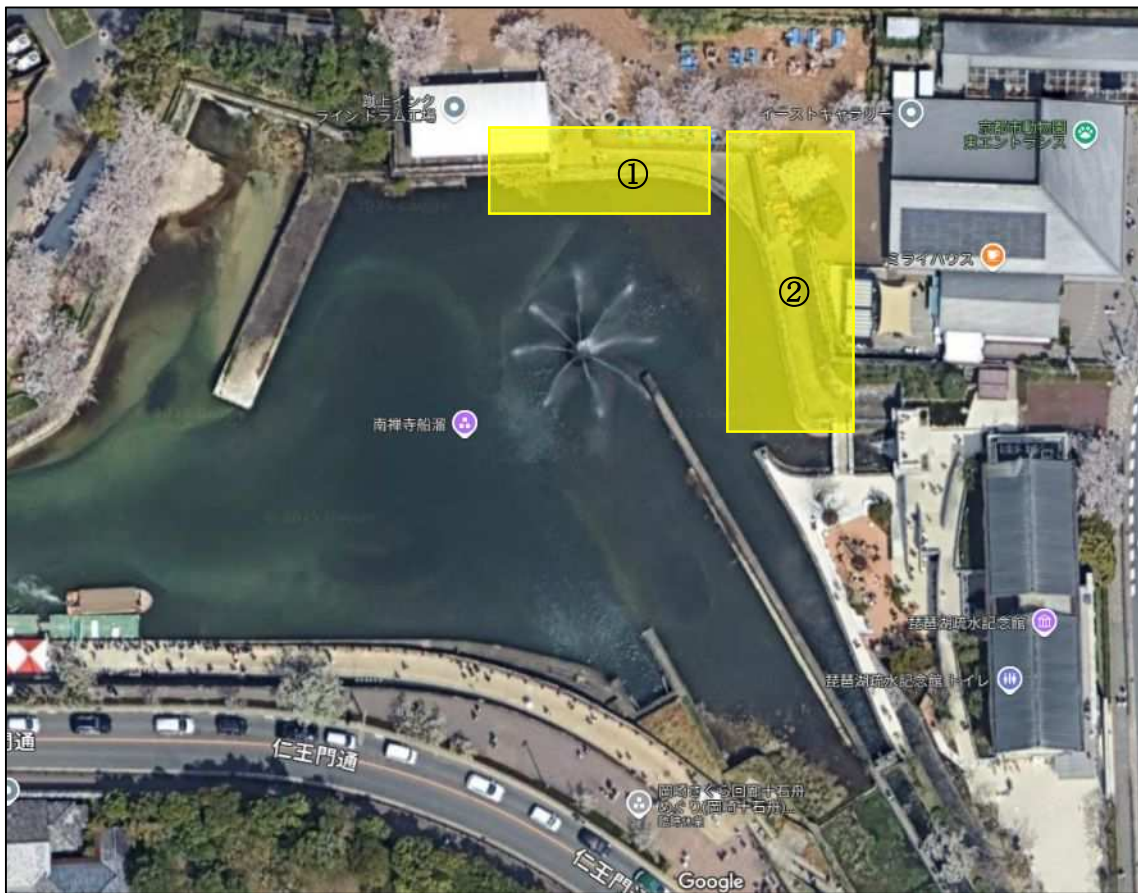
(3) 関係法令等の遵守

受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。

(4) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議し、当局の決定に従うこと。また、当局は必要に応じて業務内容の変更を行うことができる。この場合の委託料については、協議のうえ決定する。

(別紙)



航空写真：©Google

【① 写真】



【② 写真】



【全体写真】

